

大町市規則第33号

大町市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則

大町市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行細則（平成16年規則第18号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、大町市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成26年条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（許可申請）

第2条 条例第3条第1項の規定による許可を受けようとする者は、風致地区内行為許可申請書（様式第1号）に、次に掲げる図面等を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 別表の左欄に掲げる行為の区分に応じ、同表の右欄に定める図面等
- (2) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る行為を許可したときは風致地区内行為許可書（様式第2号）を、不許可としたときは風致地区内行為不許可通知書（様式第3号）を申請者に交付するものとする。

（許可を受けることを要しない公共的団体）

第3条 条例第3条第4項の規則で定める公共的団体は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 独立行政法人森林総合研究所
- (2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (3) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- (4) 独立行政法人労働者健康福祉機構
- (5) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (6) 独立行政法人水資源機構
- (7) 独立行政法人国立病院機構
- (8) 独立行政法人環境再生保全機構
- (9) 独立行政法人都市再生機構
- (10) 長野県住宅供給公社
- (11) 長野県道路公社
- (12) 長野県土地開発公社
- (13) 大町市土地開発公社

（協議）

第4条 条例第3条第4項後段の規定による協議をしようとする者は、風致地区内行

為協議書（様式第1号）に、第2条第1項各号に掲げる図面等を添えて協議しなければならない。

（届出）

第5条 条例第4条第2項の規定による届出をしようとする者は、風致地区内行為届出書（様式第1号）に、第2条第1項各号に掲げる図面等を添えて届け出なければならない。

（通知）

第6条 条例第5条後段の規定による通知は、風致地区内行為通知書（様式第1号）に、第2条第1項各号に掲げる図面等を添えて行わなければならない。

（変更許可申請）

第7条 条例第7条第1項の規定による変更の許可を受けようとする者は、風致地区内行為変更許可申請書（様式第4号）に、次に掲げる図面等を添えて市長に申請しなければならない。

（1）別表の左欄に掲げる行為の区分に応じ、同表の右欄に定める図面等（当該変更に係るものに限る。）

（2）その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る変更を許可したときは風致地区内行為変更許可書（様式第2号）を、不許可としたときは風致地区内行為変更不許可通知書（様式第3号）を申請者に交付するものとする。

（許可行為の中止）

第8条 条例第8条の規定による中止の届出をしようとする者は、風致地区内行為中止届出書（様式第5号）に現況写真を添えて届け出なければならない。

（承継の届出）

第9条 条例第9条第2項の規定による継承の届出をしようとする者は、風致地区内行為承継届出書（様式第6号）により届け出なければならない。

（許可行為の完了）

第10条 条例第10条の規定による完了の届出をしようとする者は、風致地区内行為完了届出書（様式第7号）により届け出なければならない。

（処分の決定の通知）

第11条 市長は、条例第11条第1項の規定による許可の取消しその他の処分を決定したときは、処分決定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（身分証明）

第12条 条例第12条第2項の規定による立入検査等を行う者の身分を証する証明書は、身分証明書（様式第9号）によるものとする。

（委任）

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第2条、第7条）

行為の区分	図面等		
	図面等の種類	縮尺	図面等に明示すべき事項
条例第3条 第1項第1 号に掲げる 行為	位置図	2,500分の1	縮尺、方位、行為地及び道路その他の目標となるもの
	敷地求積図		求積を行う上で必要となる距離及び敷地面積計算表
	配置図	500分の1以上	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地に接する道路の位置及び幅員、敷地内の建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の位置並びに建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離
	各階平面図（建築物に限る。）	200分の1以上	縮尺、方位及び建築面積計算表
	立面図（建築物に限る。）	200分の1以上	縮尺、建築物の高さ並びに屋根及び外壁の色彩及び仕上げの仕様
	構造物（工作物に限る。）	200分の1以上	縮尺並びに工作物の高さ、色彩及び仕上げの仕様
	植栽計画図	500分の1以上	縮尺、方位、木竹の位置、樹種及び本数並びに緑地面積計算表
	現況写真		行為地及びその周辺
条例第3条 第1項第2 号、第4号 及び第5号 に掲げる行 為	位置図	2,500分の1	縮尺、方位、行為地及び道路その他の目標となるもの
	敷地求積図		求積を行う上で必要となる距離及び敷地面積計算表
	現況平面図	500分の1以上	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地に接する道路の位置及び幅員並びに木竹の位置、樹種及び本数
	計画平面図	500分の1以上	縮尺、方位、敷地の境界線、土地利用計画及び行為を行う面積
	断面図	500分の1以上	縮尺、現況及び計画の断面並びに切土及び盛土ののりの高さ及び保護の方法
	植栽計画図	500分の1以上	縮尺、方位、木竹の位置、樹種及び本数並びに緑地面積計算表
現況写真		行為地及びその周辺	
条例第3条	位置図	2,500分の1	縮尺、方位、行為地及び道路その他

第1項第3号に掲げる行為			の目標となるもの
	敷地求積図		求積を行う上で必要となる距離及び敷地面積計算表
	現況平面図	500分の1以上	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地に接する道路の位置及び幅員並びに木竹の位置、樹種及び本数
	計画平面図	500分の1以上	縮尺、方位、敷地の境界線並びに伐採又は植栽する木竹の位置、樹種及び本数
	現況写真		行為地及びその周辺
条例第3条第1項第6号に掲げる行為	位置図	2,500分の1	縮尺、方位、行為地及び道路その他の目標となるもの
	配置図	500分の1以上	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地に接する道路の位置及び敷地内の建築物等の位置
	立面図	200分の1以上	縮尺並びに屋根及び外壁の色彩及び仕上げの仕様
	現況写真		行為地及びその周辺
条例第3条第1項第7号に掲げる行為	位置図	2,500分の1	縮尺、方位、行為地及び道路その他の目標となるもの
	敷地求積図		求積を行う上で必要となる距離及び敷地面積計算表
	現況平面図	500分の1以上	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地に接する道路の位置及び幅員並びに木竹の位置、樹種及び本数
	計画平面図	500分の1以上	縮尺、方位、敷地の境界線、堆積物の位置及び種類並びに行為を行う面積
	断面図	500分の1以上	縮尺、現況及び計画の断面並びに堆積物の高さ
	植栽計画図	500分の1以上	縮尺、方位、木竹の位置、樹種及び本数並びに緑地面積計算表
	現況写真		行為地及びその周辺